



災害時の歯科医療救護活動に関する 協定書



災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定書は、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号。）及び沖縄県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 乙は、県内の災害時歯科医療の指令機能を十分に発揮するよう努めるものとする。
- 3 甲は、災害救助法、災害対策基本法、防災計画及び市町村の地域防災計画に基づき市町村が行う歯科医療救護活動について、それぞれの市町村が、本協定に準じ地区歯科医師会の協力を得て実施できるよう必要な調整を行うものとする。
- 4 乙は、前項に定める市町村が行う歯科医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、歯科医療救護の円滑な実施を図るため、歯科医療救護活動マニュアルを策定し、これを甲に提出するものとする。

- 2 前項の歯科医療救護活動マニュアルは、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 歯科医療チームの編成計画及び活動計画
 - ア 歯科医療救護チーム
 - イ 口腔ケアチーム
 - ウ 個人識別（身元確認）チーム
 - (2) 地区歯科医師会と関係機関との通信連絡計画
 - (3) 指揮系統

- (4) 医薬品、医療資器材等の備蓄
 - (5) 訓練計画
 - (6) その他必要な事項
- 3 乙は、歯科医療救護活動マニュアルを変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護活動マニュアルを甲に提出するものとする。

(歯科医療チームの派遣)

- 第3条 甲は、災害救助法、災害対策基本法、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療チームの派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する歯科医療救護活動マニュアルに基づき、歯科医療チームを編成し、派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療チーム等に危害が生じる恐れがある場合は、この限りでない。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請によらず歯科医療チームを派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

(他県等への歯科医療チームの派遣)

- 第4条 甲は、他県等からの支援要請により、必要に応じて、乙に歯科医療チームの派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、第2条に規定する歯科医療救護活動マニュアルに基づき、歯科医療チームを編成し、派遣するものとする。ただし、災害が激甚であり、歯科医療チーム等に危害が生じる恐れがある場合は、この限りでない。

(歯科医療チームに対する指揮)

- 第5条 甲は、歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する歯科医療チームを指揮するものとする。この場合において、当該歯科医療チームに対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

- 第6条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲又は市町村が避難場所、避難所、災害現

場等に設置する歯科医療救護所又は医療救護所において、歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 傷病者に対する救急救命・応急処置の実施、顎顔面領域の処置及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) その他状況に応じた処置

（口腔ケアチームの業務）

第7条 乙が派遣する口腔ケアチームは、甲又は市町村が設置する避難所等において、口腔ケア活動を行うものとする。

2 口腔ケアチームの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者、障害者等への口腔ケアの実施
- (2) 呼吸器感染症予防のための口腔ケアの啓発及び指導
- (3) その他状況に応じた口腔ケアの啓発、指導及び実施

（個人識別（身元確認）チームの業務）

第8条 乙が派遣する個人識別（身元確認）チームは、甲又は市町村が設置する遺体安置所及び災害現場等において、個人識別活動を行うものとする。

2 個人識別（身元確認）チームの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 検死・検案に際しての法歯学上の協力
- (2) 個人識別活動の記録及び報告
- (3) その他必要な事項

（歯科医療チームの機器等の整備及び人材等の育成）

第9条 乙は、歯科医療救護チームが円滑に活動できるよう、移動用診療機器、器材の整備に努めるものとする。

2 乙は、口腔ケアチームが円滑に活動できるよう、器材の整備を進めるとともに、人材

の育成に努めるものとする。

- 3 乙は、個人識別（身元確認）チームが円滑に活動できるよう、識別用機器、器材の整備を進めるとともに、人材の育成及び甚大な被害にも対応できるよう沖縄県警察本部、第11管区海上保安本部及び大学等との連携に努めるものとする。

（歯科医療チームの輸送等）

- 第10条 甲は、乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療チームの輸送について、必要な措置を取るものとする。

（医薬品等の提供）

- 第11条 乙が派遣する歯科医療チームが携行する医薬品等のほか、当該歯科医療チームが使用する医薬品等は、甲が提供するものとする。

（医療費）

- 第12条 歯科医療救護所における医療費は、無料とする。
- 2 医療機関に転送された場合における医療費は、原則として患者負担とする。

（補償）

- 第13条 甲は、乙が派遣する歯科医療チームの歯科医療救護活動における事故等に対応するため、歯科医療チームの隊員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

（費用弁償等）

- 第14条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合（第3条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。
- (1) 歯科医療チームの編成及び派遣に要した経費
 - (2) 歯科医療チームが携行した医薬品等を使用した場合の経費
- 2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(扶助金)

第15条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療チームの隊員が、災害救助法又は災害対策基本法に基づく救助に関する業務に従事又は協力したことにより、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、災害救助法及び災害対策基本法の定めるところにより、扶助金を支給する。

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(医事紛争発生の措置)

第16条 この協定に基づく歯科医療救護活動において、傷病者等との間に医事紛争が発生した場合は、甲、乙は、綿密な連携のもとに原因を調査し、双方協議の上、歯科医療チームの隊員に重大な過失がある場合を除いて、甲が責任を負うものとする。

(訓練)

第17条 乙は、甲が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

(歯科医師ボランティアの調整)

第18条 乙は、沖縄県災害対策本部設置後、速やかに歯科医師ボランティア調整本部を設置し、甲との連携のもと、歯科医師ボランティアの募集、登録及び派遣の調整に努めるものとする。

(細目)

第19条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第21条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定

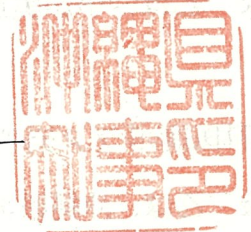
の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書による意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年2月4日

甲 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県知事 玉城 デニー



乙 沖縄県南風原町新川218-1

一般社団法人沖縄県歯科医師会

会長 真境名 勉



